

広島県告示第五百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県三次市有原町、同市海渡町、同市三和町敷名、同市三若町、同市上田町及び同市石原町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
大原（五四一四―一二）	急傾斜地の崩壊	大原（五四一四―一二）
大原（五四一四―一三）	急傾斜地の崩壊	大原（五四一四―一三）
掛田（三四一七―一二）	急傾斜地の崩壊	掛田（三四一七―一二）
日南（A）（五四〇八一―一二）	急傾斜地の崩壊	日南（A）（五四〇八一―一二）
日南（A）（五四〇八一―一三）	急傾斜地の崩壊	日南（A）（五四〇八一―一三）
石原町（三四一八）	急傾斜地の崩壊	石原町（三四一八）
石原町（三四一八―一）	急傾斜地の崩壊	石原町（三四一八―一）
石原町（三四一八―二）	急傾斜地の崩壊	石原町（三四一八―二）
石原町（二二四二八）	急傾斜地の崩壊	石原町（二二四二八）
石原町（二二四二八一―一）	急傾斜地の崩壊	石原町（二二四二八一―一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年政令第八十四号）で定める事項
大原（五四一四―一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原（五四一四―一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
掛田（三四一七―一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日南（A）（五四〇八一―一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日南（A）（五四〇八一―一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原町（三四一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原町（三四一八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原町（三四一八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原町（二二四二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原町（二二四二八一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大原(五四 一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大原(五四 一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大原(五四 一四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大原(五四 一四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
三若町(三 四二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	三若町(三 四二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
越路(二二 四三五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	越路(二二 四三五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
越路(二二 四三八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	越路(二二 四三八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
有藤(六八 三四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	有藤(六八 三四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
有藤(六八 三四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	有藤(六八 三四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
越路(二二 四三八―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	越路(二二 四三八―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
越路(二二 四三八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	越路(二二 四三八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
糸(二二四 四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	糸(二二四 四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
糸(二二四 二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	糸(二二四 二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
有原町(二 二四二四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	有原町(二 二四二四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
有原町(二 二四二四― 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	有原町(二 二四二四― 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
有原町(二 二四二四― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	有原町(二 二四二四― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
奴原(五四 一五―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	奴原(五四 一五―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
奴原(五四 一五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	奴原(五四 一五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
奴原(五四 一五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

矢谷川（五 一三二）	土石流	次の図のとおり	矢谷川（五 一三二）	土石流	次の図のとおり
矢谷川（五 一三二隣 a）	土石流	次の図のとおり	矢谷川（五 一三二隣 a）	土石流	次の図のとおり
矢谷川（五 一三二隣 b）	土石流	次の図のとおり	矢谷川（五 一三二隣 b）	土石流	次の図のとおり
陰地川（二 〇九）	土石流	次の図のとおり	陰地川（二 〇九）	土石流	次の図のとおり
下庄川（二 一〇）	土石流	次の図のとおり	下庄川（二 一〇）	土石流	次の図のとおり
藤谷川（二 一一）	土石流	次の図のとおり	藤谷川（二 一一）	土石流	次の図のとおり
寺側川（二 一一）	土石流	次の図のとおり	寺側川（二 一一）	土石流	次の図のとおり
中之畑川（ 五二二七）	土石流	次の図のとおり	中之畑川（ 五二二七）	土石流	次の図のとおり
中之畑川（ 五二二七隣 ）	土石流	次の図のとおり	中之畑川（ 五二二七隣 ）	土石流	次の図のとおり
吉之口川（ 五二二八）	土石流	次の図のとおり	吉之口川（ 五二二八）	土石流	次の図のとおり
吉之口川（ 五二二八隣 a）	土石流	次の図のとおり	吉之口川（ 五二二八隣 a）	土石流	次の図のとおり
吉之口川（ 五二二八隣 b）	土石流	次の図のとおり	吉之口川（ 五二二八隣 b）	土石流	次の図のとおり
吉之口川（ 五二二八隣 c）	土石流	次の図のとおり	吉之口川（ 五二二八隣 c）	土石流	次の図のとおり
辻塚上組川 （二〇八隣 t）	土石流	次の図のとおり	辻塚上組川 （二〇八隣 t）	土石流	次の図のとおり
辻塚上組川 （二〇八隣 u）	土石流	次の図のとおり	辻塚上組川 （二〇八隣 u）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。